

第 5 1 回 大 阪 市 開 発 審 査 会 会 議 録

○日 時 令和3年1月25日(月) 午後1時30分開会

○場 所 Microsoft Teams会議

○議 題 (1) 大阪市における開発許可の状況について
(2) 開発許可の動向について
(3) その他

○出席委員 6名(欠は欠席者)

会 長	内藤 欣也	委 員	欠 川上 比奈子
委 員	種村 泰一		仲下 祐美子
	水谷 淳		山添 光訓
	木多 彩子		

開会 午後1時30分

○事務局(木戸) 審査会の開催時間となりましたので、これより開発審査会を始めたいと思います。

出席者の皆様、それから、傍聴と報道機関の皆様におかれましては、これより、写真撮影、録画・録音については認められませんので、恐れ入りますが、カメラ機器等の電源をお切りいただきますようお願いいたします。携帯電話は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

また、今回は、Microsoft Teamsを用いたウェブ会議により審査会を行うこととなりましたので、開催に先立ち、ウェブ会議を円滑に安全に行うための注意事項を説明させていただきます。

注意事項は5点ございます。まず1つ目、基本的にマイクはオフにしていただき、発言を行うときのみオンにしてください。2つ目、パソコン等のカメラは、開発審査会委

員のみ常時オン、市側参加者は発言及び質疑対応時のみオンにしてください。3つ目、ご発言の前には手挙げボタンを押してください。司会者から発言を指名させていただきます。4つ目、表示される氏名と発言者が違う場合もありますので、発言の冒頭でお名前等をお知らせください。最後に5つ目、外部ゲストの方の参加許可は、事務局で行いますので、絶対に行わないでください。以上でございます。

それでは、会議の開催に先立ちまして、都市計画局開発調整部長の上溝よりご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○上溝開発調整部長 開発調整部長の上溝でございます。

本日は、私どもの開発審査会にご出席賜りましてありがとうございます。この開発審査会でございますけれども、都市計画法に基づきまして、開発許可処分についての審査が求められた場合にその裁決を行うものでございます。ただ、この審査の請求というものはそう頻繁に行うものではございませんで、本日の審議案件はございません。ただ、いざ審議をいただくということになった場合に備えまして、委員の皆様が開発許可の状況について理解を深めていただくということは意義のあることではないかと考えておりまして、本日は状況についてのご説明をさせていただきたいと考えております。

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大ということでございまして、世界規模で非常に大きな影響がある、ダメージを受けているという状況でございます。現在も大阪を含め11の都府県を対象に緊急事態宣言が出されている状況でございます。本市としましては、対策として出勤、外出、人との接触というものを抑制するという事など取組を進めているところでございまして、本日の会議についてもリモートでの開催ということになっておりまして、ご不便をおかけすることをおわび申し上げます。

一方で、土地の活用でありますとか建物の建築という経済活動を止めることはできませんので、後ほどご紹介いたしますけれども、開発許可に係る窓口の業務につきましては、最大限の感染防止対策を行った上で業務を続けているということでございます。

また、本市では、うめきたをはじめとする都心部での開発、また2025年の関西万博が開催される夢洲などでの臨海部の開発、このような我が国の発展に寄与する大規模なプロジェクトも進められておりまして、こちらにつきましても後ほどご紹介したいと考えております。

人々の価値観でありますとか社会のニーズというものは多様化しております。また、今般のコロナ禍のような不測の事態もございます。開発許可だけには限らないわけでご

ございますけれども、行政としましてはこのような社会情勢の変化に柔軟に対応しながら適正な制度運用というものが今後ますます求められることになると考えておりました、そのために委員の皆様のご協力が不可欠というふうに考えております。本日の審査会におきまして皆様の忌憚ないご意見をいただきまして、これからの開発行政の執行に生かしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○事務局（木戸） どうもありがとうございました。ここで、部長の上溝につきましては公務の都合によりまして退席とさせていただきます。

それでは、ただ今より第51回大阪市開発審査会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席賜り、誠にありがとうございます。

本日の司会を担当させていただきます都市計画局総務担当課長の木戸でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、事前にお送りしております資料の確認をさせていただきます。まず、資料ですが、「会議次第」をはじめに「大阪市開発審査会委員名簿」、それから資料1「大阪市における開発許可の状況について」ということで、A4、2枚物でございます。続きまして、資料2「開発許可制度に係る審査基準の改正の適用案件について」ということで、A4、2枚物でございます。次に、資料3「大阪市における大規模開発プロジェクト（開発行政の観点から）」という資料でございます。A4、3枚物でございます。続きまして、資料4「開発行為許可処分の取消申立事案（現在の状況について）」といった資料がございます。A4、1枚物でございます。次に、資料5「第50回大阪市開発審査会において委員から頂戴したご意見について」、A4、1枚物でございます。続きまして、資料6「近畿ブロック開発審査会会長会議について」、A4の両面1枚物でございます。続きまして、資料7「窓口における新型コロナウイルス感染症防止対策について」、A4、1枚物。その資料7の参考資料といたしまして2枚つけさせていただいております。合計3枚となっております。それと、最後に参考資料といたしまして大阪市開発審査会条例、A4、1枚物ということで、資料は以上でございます。資料は全てそろっておりますでしょうか。

続きまして、本日ご出席の委員の皆様を、資料の委員名簿に沿ってご紹介させていただきます。ネット回線を通しての紹介になりますので、ご紹介させていただくとともに、ご本人確認と、映像・音声が正常に伝わっているかの通信状況の確認をさせていただきます。

たいと思います。映像・音声が正常に伝わっておりましたら、ご挨拶の言葉に続きまして、「通信状況は良好です」などとおっしゃっていただければと存じます。

まず、弁護士の内藤様でございます。

○内藤会長 内藤です。通信状況は良好でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（木戸） 弁護士の種村様でございます。

○種村委員 種村でございます。よろしくお願いいたします。通信状況は良好でございます。

○事務局（木戸） 神戸大学大学院海事科学研究科准教授の水谷様でございます。

○水谷委員 水谷です。通信状況は良好です。よろしくお願いいたします。

○事務局（木戸） 摂南大学理工学部建築学科教授の木多様でございます。

○木多委員 木多でございます。よろしくお願いいたします。通信状況は良好です。

○事務局（木戸） 大阪医科大学看護学部看護学科准教授の仲下様でございます。

○仲下委員 仲下でございます。よろしくお願いいたします。通信状況は良好でございます。以上です。

○事務局（木戸） 大阪府住宅まちづくり部建築指導室長の山添様でございます。

○山添委員 山添でございます。市役所から参加させていただきますので、通信状況は良好でございます。

○事務局（木戸） なお、摂南大学理工学部住環境デザイン学科教授の川上様におかれましては、ご都合がどうしても合わず、やむなく本日、ご欠席されております。

よって、本日は7名の委員のうち6名の委員の方のご出席となります。

それから、大阪市側の幹事及び職員につきましては、お手元の名簿のとおりでございます。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本審査会は、大阪市開発審査会条例第5条第2項の規定によりまして、会長及び委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないとされています。本日は、委員7名中6名の委員にご出席いただき、過半数の委員の出席がございますので、会議が成立していることをご報告いたします。

また、本日の審査会は、審査請求に対する審議はなく、大阪市審議会等の設置及び運営に関する指針の第7の1各号の非公開とする理由のいずれにも該当しないため、会議を公開としております。

また、議事要旨は、大阪市のホームページに掲載し、公表することになっておりますので、ご了解をお願いいたします。

それでは、内藤会長に一旦進行をお渡ししますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○内藤会長 会長の内藤でございます。委員の皆様、ご無沙汰いたしております。

まず、議事に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。座ったままで失礼いたします。

ご案内のとおり、本審査会は都市計画法に基づき設置された審査会でございます。大阪市の開発許可制度に基づく処分に対して不服申立てがなされた場合に、審査の上、裁決を行うことを法令上の責務とされております。近年では、平成28年12月に審査請求がございまして、平成29年11月に裁決を行っておりますが、それ以降は、審査請求は出ておりません。本日は、大阪市における開発許可の状況をはじめ、私どもも様々な影響を受けております新型コロナウイルス感染症防止の対応など、1年を振り返った状況をご報告いただき、委員の皆様の理解を深めていくことができればと考えております。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。

それでは、ただ今より会議を進行させていただきます。

まず、議題の3番の「議事録確認者」を決めさせていただきたいのですが、私のほうから指名をさせていただいてもよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内藤会長 本審査会では、50音順の反対の順でお願いするのが慣例になってございます。

前は仲下委員と私が議事録の確認をさせていただいております。順番でまいりますと、今回は種村委員と木多委員ということになります。種村委員と木多委員に本日の議事録確認者をお願いしたいと思いますのですが、よろしゅうございますでしょうか。

○種村委員 はい、お受けいたします。

○木多委員 お受けいたします。

○内藤会長 では、種村委員、木多委員、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、議事次第に記載のとおりですので、この後の議事の進行は事務局のほうでお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局(木戸) それでは、議事の1つ目でございます。大阪市における開発許可の状

況についての説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（早稲田） 書記をしております大阪市都市計画局開発誘導課の担当係長の早稲田です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事の1番目、大阪市における開発許可の状況についてご説明いたします。資料に沿ってご説明いたします。資料1をご覧ください。

資料1の1ページ目は、開発許可制度が始まりました昭和45年度から令和2年度、令和2年度は12月末現在までですけれども、それまでの開発許可の件数と開発区域の総面積を示したグラフを掲載しております。折れ線グラフが開発許可の件数でして、左の縦軸で160件までのメモリで表示されています。棒グラフが開発許可の面積の総計でして、右の縦軸で80万平方メートルまでのメモリで表示されています。グラフ下の中央辺りに記載しておりますけれども、平成4年に都市計画法が改正されまして、開発許可が必要となる対象面積が1,000平方メートル以上から500平方メートル以上となりました。対象規模が500平方メートル以上に引き下げられました平成4年以降では、開発許可の件数は、平成4年度の33件を最少に、最大が平成15年度の152件でございます。また、件数と比較しまして面積が突出している年度がございます。これは、一部大型の開発の案件があったためございまして、棒グラフで括弧と数字で示されているのが大型の開発案件です。いずれも此花区の開発で、①が大阪ガスの工場、②はユニバーサルスタジオ、③は夢洲の物流センターの開発です。令和2年12月末現在時点の状況でして、令和2年度に件数が極端に減少しているわけではないということにご注意ください。令和2年度は、件数、面積ともおおむね昨年並みと考えております。

続きまして、資料1の2ページ目をご覧ください。開発許可案件につきまして、予定建築物の用途と開発許可の区域面積で分析したグラフを掲載しております。（2）は、用途別の開発許可件数の年度ごとの推移を、共同住宅、一戸建て住宅、その他に区分して示しています。（3）は、用途別の開発許可の面積の総計を、同じく共同住宅、一戸建ての住宅、その他の用途に分けて示しています。（4）は、面積区別の開発許可の件数を示しています。なお、これらも令和2年度につきましては12月末現在の状況です。開発許可の状況としまして、500平方メートルから1,000平方メートル未満の比較的小さい土地を分割して分譲の一戸建て住宅とする開発許可の案件が一番多いので、（2）の用途別の開発許可件数のグラフでは、一戸建て住宅の開発許可の件数が一番多く、（4）の面積区別の開発許可の件数のグラフでも500平方メートルから1,000平方メートル未

満の件数が一番多くございまして、(2)と(4)の年度ごとの推移のグラフの形状が類似してございます。(3)の用途別の開発許可の面積では、先ほど申しました大型の開発許可の件数があつた年度に、その案件が含まれているその他に区分されている面積が突出しています。続きまして、(5)の開発登録簿の写しと交付件数の推移のグラフをご覧ください。開発登録簿と申しますのは、開発許可の概要を記載した資料です。調書と図面で構成されておまして、開発許可の年月日をはじめとしまして開発区域、予定建築物などの用途及び敷地の形状などを記載しています。都市計画法で、市町村は開発登録簿をつくること及び公衆の縦覧に供するよう保管し、かつ請求があつたときはその写しを交付しなければならないことが定められています。開発登録簿の写しの交付件数は、直近の平成31年度は486件ございまして、10年前の平成22年度と比較すると2倍以上に増加しています。なお、今年度、令和2年度は、このまま推移しますと昨年と同程度の件数となる見込みです。

続きまして、次のページ、資料1の3ページをご覧ください。参考としまして、開発許可要否判定手続の件数を示しています。本市では、500平方メートル以上の土地につきましては全て建築確認申請の前に開発許可を要するかどうかの判定であります開発要否判定を受けていただいております。開発許可が不要となる場合は、左側に記載しておりますとおりで大きく三つに分類できます。1つ目は、土地の区画形質の変更に当たらない場合です。2つ目は、土地の区画の変更に当たるもののうち、既に道路などの公共施設が整備されておまして、新たな公共施設の整備を必要としない場合です。3つ目は、その他公益上必要な建築物の建築の目的で行う開発行為などで、開発許可が不要な場合です。右側に平成28年度以降の開発許可要否判定手続の件数を、開発許可が不要な三つの場合に分けてグラフで示しています。年間約700件くらいの開発許可不要の判定を行っておりまして、そのうち約半数は②の既に公共施設が整備されている状況にございます。大阪市では、公共施設が既に整備されている状況にございます。

大阪市における開発許可の状況についてのご説明は以上です。

○事務局(木戸) 議事の1つ目でございます大阪市における開発許可の状況について、何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

それでは、議事の2つ目でございます開発許可の動向について説明をお願いいたします。会議次第に記載のございますように、事項が二つございます。この二つの事項を一通りこちらのほうでご説明させていただいてから、まとめて質疑をお受けしたいと存じ

ます。

それでは、1つ目の開発許可制度に係る審査基準の改正の適用案件について、ご説明をお願いします。

○事務局（山田） 開発誘導課担当係長の山田です。よろしくお願いします。

開発許可制度に係る審査基準の改正の適用案件についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。開発許可につきましては、都市計画法や施行令に技術基準が定められているほか、各行政庁が審査基準を定めて運用しており、本市においても審査基準を定めてその運用をしているところです。本市では、都市のスポンジ化対策の取組の推進が望まれているというような部分があるほか、市内には狭隘な道路に古い建築物が立ち並ぶ地域が多数存在し、個々の建て替えには時間を要しているといった状況があります。こういう状況への対応として、平成31年4月に開発許可の審査基準を改正し、これまでより幾らか開発が進むことで民有地の有効活用を図る、公共施設の整備とともに、老朽木造住宅から耐震性、防火性の高い建築物への建て替えにより良質な宅地開発を促進し、災害に強く安心して暮らせるまちづくりへ幾らか寄与できることを期待しているところであります。

では、資料2の1枚目をご覧ください。この資料は、第50回の開発審査会でもご説明しておりますが、平成31年の基準改正は、都市計画法施行令第25条第4号にある道路、基準の中では接続道路と呼んでおりますが、この接続道路の幅員について、新しい基準を追加する内容でございました。簡単にいうと、接続道路が狭い場合でも、用途が戸建て住宅であれば、開発区域内で道路を自主後退により拡幅することで開発行為ができるようにするというものです。

中段の表及びイメージ図をご覧ください。開発許可を行う場合、開発区域の面積に応じて接続道路の幅員を定めています。例えば500平方メートルから2,000平方メートル規模で開発行為を行う場合、4メートルという幅員が必要になっています。これについて、右側の追加基準の図にあるように、接続道路を部分に分け、②にある開発区域に至る部分と、③にある開発区域の目の前の部分とに分けました。②の部分については少し緩和し、③の前面の部分については強化するものです。具体的にいいますと、開発区域の面積が500から2,000平方メートルの場合、②の至る部分の幅員が2.7メートル以上あるならば、③の開発区域の前面部分については5メートルに拡幅することで開発することができるといった内容です。

表の右欄に、追加基準→○適用と明記しておりますが、この事例についてご紹介します。資料2の2枚目をご覧ください。事例①、平野区喜連1丁目の事例についてです。接続する道路は区域東面に面しています。幅員状況は、北から南にかけ3メートルから2.8メートルでございました。車両の通行に足りる広い幅員の幹線道路は北側にあり、区域面積は1,159平米です。先ほどの表に当ててみますと、接続道路は緩和し、面する部分は規制を強化となりますので、写真①、写真②にありますように、面する部分は一方後退として道路5メートルまで拡幅させました。

続きまして、裏面をご覧ください。事例②、住吉区長居東1丁目の事例です。接続する道路は区域東に面しております。幅員状況は、南東から北にかけて2.7メートルから3メートルでございました。当該地は、写真①、写真②にもお示ししておりますが、開発区域に面する道路の現況幅員及び開発区域に至る接続道路も2.7メートルと狭隘な幅員となっております。車両の通行に足りる広い幅員の幹線道路は左にあり、区域面積は1,023平米です。こちらも開発許可により接続道路のうち開発区域に面する部分について5メートル後退整備させています。写真①をもう一度ご覧ください。現況の道路幅員2.7メートルと比べますと、5メートルの道路は約2倍あり、車両が十分往来できる幅員となっております。また、一戸当たりの各面積についても80平米以上としております。なお、基準適用する場合、緩和する接続道路の区間35メートル以内ごとに車両の退避空間を求めますが、区間35メートル未満の今回の物件には該当しませんので、退避空間は求めておりません。

新基準の事例につきましては以上です。

○事務局（木戸） 続いて、2つ目の項目であります大阪市における主要な大規模開発プロジェクトの説明をお願いいたします。

○事務局（早稲田） 大阪市における主要な大規模開発プロジェクト（開発行政の観点から）につきまして、早稲田よりご説明いたします。

資料3の1ページ目をご覧ください。昨年年第50回大阪市開発審査会におきまして、大阪市における開発許可の状況についてご説明いたしました際に、委員より、開発許可と関係する大型プロジェクト案件について具体的に知りたいという趣旨のご意見がございました。それで今回、最近の四つのプロジェクトを取り上げまして、開発行政の観点から整理してみましたので、ご紹介いたします。

資料3の1ページ目は、今回ご紹介いたします四つの大規模開発プロジェクト名を記

載しております。(1)が完了した案件で、(2)と(3)が現在進行中の案件です。(4)が今後想定される案件です。それぞれの案件につきまして、次のページ以降に内容を記載しています。

次のページ、横向きのA4両面刷りの資料の1ページ目をご覧ください。左上に、(1)大阪鉄道管理局舎跡地地区と記載しています。ここに記載しております地区名は、地区計画として定められた地区の名称です。地区計画は、地区の特性に応じて制限の強化や緩和ができる制度です。括弧内に分かりやすい名前をつけて記載しています。(1)のプロジェクトは、北区大深町のヨドバシ梅田の開発計画です。資料の右上に記載しております建物の概要をご覧ください。建物は2期に分けて竣工されています。家電量販店が入っております1期は2001年、平成13年に竣工しまして、商業施設やホテルが入った複合施設であります2期は1年余り前の2019年、令和元年11月に竣工いたしました。資料左下の敷地のイメージ図をご覧ください。左側に許可前、右側に竣工時の状況の敷地形状のイメージを掲載しております。昨年、第50回大阪市開発審査会での説明と繰り返しになりますけれども、開発許可制度についてご説明いたしますと、大阪市では、500平方メートル以上の区域で開発行為をしようとする場合、あらかじめ許可を受けなければならないとされています。その開発行為と申しますのは、建築物の建築などの目的で行う土地の区画形質の変更と定義されています。土地の区画形質の変更のうち、区画の変更とは、土地を統合したり分割したりすることです。この地区の場合は、敷地イメージ図の左側のように、もともと大阪鉄道管理局舎跡地の敷地を、道路などの公共施設を整備して敷地の形状を変えることが区画の変更に当たりますので、開発許可が必要となりました。右側の開発許可の概要をご覧ください。平成12年3月に当初の許可を行いました。工区を二つに分けて許可申請がなされておりました、第1工区の開発工事は2001年、平成13年に竣工しました。この地区の場合、事業者による計画の変更が多くございまして、変更許可を何度も行いましたけれども、主だったものとしまして、2017年、平成29年4月に第2工区の事業内容が決定したことに伴いまして変更許可を行いました。この開発許可によりまして、道路、下水道、防火水槽に加えて、屋上緑化を含めた緑地の整備が行われました。資料の右下の小さい字の注釈をご覧ください。このヨドバシ梅田の開発の地区は、平成16年に都市計画決定の公告がなされました大阪駅北大深東地区土地区画整理事業の区域に含まれております。土地区画整理事業の施行として行う開発行為などの場合は、都市計画法により開発許可が不要となっておりますけれども、当該

地の区画の変更は、この土地区画整理事業の施行前に行われましたので、開発許可が必要となったということです。

続きまして、次のプロジェクトの説明に移らせていただきます。次のページ、資料の2ページ目をご覧ください。（2）、地区計画で大阪駅西地区と申しております旧大阪中央郵便局舎の敷地をはじめとした地区についてご説明いたします。（2）大阪駅西地区と書いております資料をご覧ください。右側の計画建物の概要をご覧ください。地上39階建ての事務所、商業施設、ホテル、劇場の複合施設が計画されており、現在工事中です。2024年の竣工が予定されております。左側の敷地イメージ図をご覧ください。もともと大阪中央郵便局がございました敷地と隣の劇場などの敷地を統合しまして開発する計画です。この敷地の統合が先ほど申しました土地の区画形質の変更に当たりますので開発許可が必要となり、令和2年9月に開発許可を行いました。開発許可によりまして、防火水槽248立方メートルの整備がなされます。

次のプロジェクトの説明に移らせていただきます。左肩上に（3）うめきた2期地区と申しております地区の資料をご覧ください。（3）地区計画でうめきた2期地区と申しております地区ですけれども、スケジュールにつきまして、資料に記載されておりますとおりスケジュールは公表されておまして、先月、2020年12月に工事着工、2024年夏頃に先行のまち開き、2027年度にうめきた2期地区全体開業が予定されています。左側に計画の概要を示しております。地区の中央部分に4.5ヘクタールの都市公園を配置しています。都市公園の北側の北街区は、先行開発区域でございますうめきた1期グランフロント大阪の先行開発区域と連携する新産業創出と産学官民の交流ゾーンとして、住宅、オフィス、ホテルなどが計画されています。都市公園南側の南街区は、世界からのビジネス、観光を促す高度複合都市機能集積ゾーンとして、住宅、オフィス等が計画されています。資料右下に記載しております開発許可についてですけれども、この開発プロジェクトは土地の区画形質の変更がございましてけれども、大阪駅北大深西地区土地区画整理事業の施行として開発行為が行われておりますので、開発許可は不要としております。

次のプロジェクトの説明に移らせていただきます。最後のページです。夢洲地区（IR・万博）のプロジェクトです。資料は夢洲まちづくり基本方針から引用しています。右側の土地利用の方針をご覧ください。左側の図の第1期と示したエリアに統合型リゾートIRを中心としましたまちづくり、左側の図の第2期と示したエリアに万博の理念

を継承したまちづくり、同じく第3期と示したエリアに、第1期、第2期の取組を生かした長期滞在型のまちづくりとする土地利用の方針が示されておりまして、それぞれその内容や導入施設及び導入機能例が示されています。まちづくりの手法などを含めまして、詳細の内容はまだ公表されておりませんので分かりませんが、土地の区画形質の変更が生じることになると思いますので、開発許可が必要になるのであれば、開発許可制度により適切に公共施設の整備を行ってまいりたいと思っております。

大阪市における大規模開発プロジェクト（開発行政の観点から）についてのご説明は以上です。

○事務局（木戸） 議事の2つ目、開発許可の動向についてご説明をさせていただきました。この件につきまして、何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

○水谷委員 神戸大学の水谷です。

まず最初のほうで喜連と長居東の事例を紹介いただきましたが、実際これ施行されてから2年弱なんですけど、この2件以外にも幾つかほかに事例はあるんでしょうか。

○幹事（長谷川） いつもお世話になってます。開発誘導課の長谷川です。お答え申し上げます。

日々、窓口において大阪市内のこのような開発案件の相談を受けております。大阪市内には、この制度の冒頭に説明さしあげたように、狭隘な道の部分というのはまだまだございまして、これはまちが形成される中で旧市街地建築物法の時代から2.7メートルの道路が引かれたときがあって、そういう経過をたどっております。そういった区域についても、従来土地を使われていた方が出ていかれて、その後どういった土地利用ができるのかということを検討する際には、その区域における開発計画にかかる新しい審査基準についてのご相談につながっていきます。そういったご相談もいただいておりますけれども、今回ご紹介さしあげましたのは、そのうち実を結んだものについてご紹介さしあげておりまして、そのほかの案件についても、ご相談いただければ我々はきちっと対応しているところではございますが、申請にまではまだ至っていないものがございます。そういった申請の前段階の開発計画のご相談は動きはございますが、申請を現にいただいて許可をしないとその計画が実を結ばないために、その前の段階というのは事業者における開発の実現性について把握を十分にできない状況です。窓口ではそういったご相談がございまして、

以上でございます。

○水谷委員 ありがとうございます。あと、すみません、私、挙手をしないでいきなり声を上げてしまってすみません。ちょっとルールを失念しておりまして、すみません。

ついでに、もうしゃべり始めているので、大規模のほうも少し伺いたいんですが、夢洲に関しては、これはまだ許可とかいうことではなくて、許可は将来的にしなければいけないけれども、こういうことがあるということをおお体予定されているというご紹介ということでもいいのでしょうか。

○幹事（長谷川） はい、そのとおりでございます。

○水谷委員 なるほど。それで、少し違うかも分かりませんが、私は神戸大学でも海側のキャンパスに勤めているんですが、前の台風ですごく水害がありまして、その後、防潮堤などが結構かさ上げされたり、あと橋も、波が来ないように橋が閉められるようになったりする工事をして、最近出来上がったんですが、この辺の地区というのは何かしら、関西空港も水没しましたが、何かしら埋立地でルールが変わったということは別になくて、あれは単にそういう災害が起きて顕在化したのでその対処したというだけで、何かしらルールが変わってそういうかさ上げしないといけなくなったというわけではないのでしょうかという質問です。

○幹事（長谷川） 開発誘導課長谷川です。

ここ最近、日本国内を見回しますと様々な災害が起こっておりまして、特にただ今のご質問は、海沿いの埋立地ということなんですけれども、山あいから住宅地が開発されて土石流が流れ込んだりとか川が氾濫してとかという災害いろいろございます。そういったものに対しては、レッドゾーン、イエローゾーンというふうに危険度の程度に応じて区域を分けて、レッドゾーンからできるだけ災害の少ないところへ住みかえてもらうような、そういう大きな制度というのは、制度の改正がされました。しかしながら、大阪市とか神戸市さんでございまして海沿いの埋立地について特段何か制度が変わったという、そういうことではございません。ただ、埋立ての部局においては、水面からの埋立ての高さというものは十分な高さを見込んで埋立てを進めているというふうには聞いております。

以上でございます。

○水谷委員 どうもありがとうございます。

○事務局（木戸） 議事の2番目、ほかにご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事の3つ目でございます。その他報告事項を説明させていただきます。会議次第に記載しておりますように報告事項四つでございます。この四つの報告事項を一通り説明させていただきます、まとめて質疑をお受けしたいと思っております。

それでは、1つ目の開発行為許可処分の取消申立事案の現在の状況についてご報告をお願いいたします。

○事務局（山田） 資料4についてご説明いたします。これまでの経過の概要を記載しております。昨年の開発審査会にてご紹介しておりますものと重複しますが、振り返りとして簡単にご紹介いたします。資料4をご覧ください。

経過概要の1つ目のポツをご覧ください。また、下側に参考図を示しておりますので、併せてご覧ください。まず左側にある従前土地利用をご覧ください。これは阿倍野区の住宅地にございました社宅の敷地のモデル図です。約7,200平米ございます。平成26年、この敷地におきまして、右側の土地利用計画にAと書いてございます区画に賃貸マンション、Bと書いてございます区画に分譲マンション、B-1、B-2、Cと書いてございます区画にそれぞれ分譲の戸建て住宅の建設を目的とする開発が計画されました。続いて、2つ目のポツです。これに対しまして、地元の一部住民の方々が、社宅跡地全体に係る開発行為及び風致地区の斜面地における建築物の高さなどに違法性があるとしまして、市会への陳情、開発許可及び建築確認を対象とした不服申立て、訴訟の提起を行ってきました。

続いて3つ目のポツです。A区画賃貸マンション計画につきまして、平成28年11月に建築審査会への審査請求がなされました。平成29年6月に国土交通大臣へ再審査請求がなされ、2行目にもございますように、平成29年7月に建築確認に関する訴訟がなされましたが、いずれも住民の訴えは棄却されました。

4つ目のポツです。D区画分譲マンション計画について、平成28年12月に開発審査会に対して開発許可に関する審査請求がなされました。10か月間の間に7回の審査会を開催し、ご審議いただきました結果、平成29年11月に棄却となりました。委員の皆様におかれましては、審議に当たり多大なご尽力をいただきましてありがとうございました。なお、平成29年6月に建築審査会に対しても審査請求がなされたものの棄却され、いずれも再審査請求はされませんでした。

5つ目のポツです。1行目にもございますように、平成29年11月に建築確認及び開発許可に関する訴訟が提起されましたが、平成30年、D区画は、事業者において分譲マンシ

ョンから有料老人ホームへの計画変更と建物高さの見直しがなされました。さらには地元住民の要望に対応するため、事業者と地元住民で協議が進められた結果、令和元年7月に訴訟が取り下げられました。

次に、参考図の建築物の状況をご覧ください。A区画の賃貸マンションは平成30年2月、D区画は有料老人ホームとして令和2年10月にそれぞれ竣工しております。また、戸建て用地ですが、令和2年12月末時点でB-1区画に2棟、C区画に1棟の住宅が竣工しております。残る戸建て用地につきましては、引き続き適宜住民の皆様と対話しながら建築を行っていくという旨を事業者より説明を受けております。

開発許可処分の取消事案の現在の状況についてのご報告を終わります。

以上です。

○事務局（木戸） 続きまして、その他報告事項の2つ目でございます。第50回大阪市開発審査会において委員から頂戴したご意見についての報告をお願いいたします。

○事務局（早稲田） それでは、議事（3）その他2つ目の項目、「第50回大阪市開発審査会において委員から頂戴したご意見について」を早稲田よりご報告いたします。資料5をご覧ください。

今回の開発審査会は第51回目ですけれども、おととの平成31年2月18日に開催されました第49回開発審査会におきまして、平成28年12月22日に審査請求なされました事案は、実に10か月もの審理期間を費やすこととなりましたので、今後、審理期間を短縮することはできないのかという趣旨のご意見を各委員よりいただきました。審理期間を短縮するための一つの方法としまして、開発審査会として現地調査を実施することはできないのかというご意見がございまして、昨年1月30日に開催されました第50回開発審査会におきまして、開発審査会として現地調査を行うことに関して委員からご意見を頂戴しました。そのご意見について調べましたので、報告いたします。資料5をご覧くださいまして、審査会として現地調査を実施していただいたご意見を上のところに要約しております。

ご意見としましては、開発審査会として現地調査を実施することについて、①ほかの自治体で現地調査を行った審査会の事案はないのかブロック会議などで確認してほしい、②事務局でメリット、デメリットを考えてもらえないか、③委員は敷地に入ることができる権限があるのか確認をお願いしたいというものでした。このことについて、調査結果を下のところに記載してございます。

調査結果の1番目、ほかの自治体で現地調査を行った審査会の事案についてですけれども、1つ目のポツに、令和2年8月に書面で開催されました第83回近畿ブロック開発許可・宅地防災行政連絡協議会におきまして、開発審査会として現地視察を実施した事例について照会しましたところ、約3分の1の自治体で現地視察を行った事例がございました。

2つ目のポツですけれども、行政不服審査法第35条第1項で、「審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる」とされておりますので、審査請求人の申立てによって現地調査を行った事例と、開発審査会で現地調査の必要性があると判断し、職権により現地調査を行った事例がございました。

3つ目のポツですけれども、なお、本市の建築審査会でも審査請求人の申立てによって現地調査を行った事例がございました。

参考としまして、次のページ、印刷物では裏面ですけれども、行政不服審査法第35条を記載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、資料5の1ページ目の調査結果の2番目ですけれども、現地調査のメリット、デメリットについてです。メリットとしましては、必要と認められる場所について、実際の状況を確認し、審理の参考に資するための情報を収集できることが挙げられます。デメリットとしましては、現地での混乱の懸念、例えば関係者から現地で囲まれるとか強い要望を受けることなどが考えられると思います。

3番目は、敷地への立入りについての権限についてです。行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル第2版によりますと、行政不服審査法第35条に係る検証手続の実施につきまして、審理員に、必要と認める場所に強制的に立ち入る権限を付与するものではなく、当該場所の管理者等の協力を得て実施する必要があるとの解釈が示されております。

以上、調査結果によりまして、制度としまして現地調査を申立て又は職権により実施することは可能です。審査請求が出された場合、例えば敷地の立入りの必要性があるのかどうか、必要があれば管理者などの協力が得られるのかどうか、また必要な情報など、それぞれ案件によりまして状況とか内容が異なってくると思われま。審査請求が出されて現地調査が必要かどうか検討する状況になりましたら、事務局としましても委員とご相談させていただきまして、個別の案件について必要性やデメリットを勘

案して、現地調査が必要なのかどうなのかご判断いただくことになると思いますので、その際はよろしくお願いたします。

開発審査会において委員から頂戴しましたご意見についての報告は以上です。

○事務局（木戸） 続きまして、その他の報告事項3つ目でございます。近畿ブロック開発審査会会長会議の報告をお願いいたします。

○事務局（早稲田） 近畿ブロック開発審査会会長会議についてご報告いたします。資料6をご覧ください。

近畿ブロック開発審査会会長会議は、近畿圏の8府県24市の開発審査会の各会長で構成されておりまして、年1回開催し、開発審査会の運営に関して連絡調整を行っている会議です。例年、集まって会議を行っておりますけれども、今年度は新型コロナウイルス感染症防止対策のため、書面での開催となりました。令和2年11月20日付での書面開催となりましたので、議題について回答依頼がございましたのは昨年9月でした。

議題が二つございまして、ご紹介いたします。まず、議題1ですけれども、滋賀県大津市より、開発審査会の委員構成について協議してほしいとの提案議題がございました。各府県市の回答を集計した結果を資料6の下半分辺りに掲載しております。都市計画法第78条第3項で、開発審査会について、委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから任命するということになっておりますので、法で定められた分野を左側の列に示しております。経済の分野につきましては、産業と農業に分けて任命されている自治体が幾つかありますので、分けております。右側に職種や所属している組織などを記載しております。この表で、下線部の箇所は本市の開発審査会委員の方を示しています。法律の分野では弁護士の方が一番多く、大学の先生も多くいらっしゃいます。経済の分野では、大学の先生と、産業の分野では商工会議所、農業の分野では農業委員会が多くなっています。都市計画と建築の分野では、大部分が大学の先生です。公衆衛生の分野では、大学の先生が一番多いのですが、医師会から委員を派遣してもらっている自治体も多くございました。行政の分野は、ほぼほかの行政機関の職員です。結果としまして、本市の各分野の委員の職種は、ほかの自治体で一番多い職種となっていることが分かりました。

続きまして、資料6の2ページ目、議題2の説明をさせていただきます。議題2は、大阪府高槻市より、新型コロナウイルス感染症の影響による開発審査会の開催方法につ

いて提案議題がございました。まず、①現在の開発審査会の開催方法について、各府県市の回答の集計は記載のとおりでして、通常開催が24自治体、書面開催がございません。その他（未開催、ウェブ会議、一部リモートなど）が3自治体です。昨年9月にございました照会の時点で、本市は開発審査会を開催しておりませんでしたので、その他の未開催として回答しましたので、本市はその他の3自治体に含まれております。開催予定がない、検討していないという自治体も5つございました。

続きまして、②開催するに当たり新型コロナウイルス感染症防止の留意点について、各府県から回答された主な項目は記載のとおりです。会場入口に消毒液を設置する、参加者全員マスクを着用する、審査会中は窓を開けて換気を行う、間隔をあげた配席にする、当日の健康状態について自己確認した上で出席をお願いしている、平常時では氏名のみだけれども、傍聴者名簿へ連絡先の電話番号の記入をお願いするというものです。

近畿ブロック開発審査会会長会議についての報告は以上です。

○事務局（木戸） それでは、その他報告事項の最後になりますが、窓口における新型コロナウイルス感染症防止対策についての報告をお願いいたします。

○事務局（早稲田） それでは、議事（3）その他4つ目の項目、「窓口における新型コロナウイルス感染症防止対策について」をご報告いたします。資料7をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症が拡大しておりますけれども、本市の開発許可の申請・協議などの窓口業務は、感染防止対策を行った上で、継続して行っております。

まず1つ目の窓口対応方法の変更についてご説明いたします。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行う前は、開発許可などの申請の事前相談や事前協議は、窓口に来られた方を順番にお呼びしておりました。相談や協議のために窓口に来られる方が多くいらっしゃって、窓口が混雑して、狭い待合スペースに多くの方が待たれている状況でした。密集した場所をできるだけつくらないようにするために、昨年5月1日より窓口業務の事前予約制を開始しました。資料7の2ページ目の右肩上に参考資料と書かれた資料をご覧ください。この資料は、昨年5月1日から事前予約制の開始に当たりまして、事業者などに周知するためのビラです。事前に電話で予約をしていただきまして、相談協議時間を原則として30分としていただくように協力をお願いしております。

資料7の1ページにお戻りください。1つ目の括弧の2つ目のポツ、郵送での申請書類の受付、交付の実施についてご説明いたします。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行う前は、協議とか相談は窓口に来ていただくようにしておりましたけれども、

昨年4月の緊急事態宣言を受けまして郵送による協議を可能としました。資料7の3ページ目の右肩上に参考資料と書かれました資料をご覧ください。この資料は、郵送対応を可能とすることを事業者などに周知するビラです。開発許可だけでなく、開発誘導課が所管しておりますほかの申請なども全て郵送対応を可能としました。また、先ほどご説明いたしました事前予約制も開始しております。

資料7の1ページ目にお戻りください。2つ目の括弧の窓口での感染防止対策についてご説明いたします。窓口におきまして、事業者などの相談や協議に来られる方と本市職員を挟むカウンターに飛沫防止の透明ビニールシートを設置しました。来客用待合スペースに椅子を用意しておりましたが、一部を使用禁止としまして間隔をあけました。椅子が足りなくなりますので、事務室の外側の廊下の部分に椅子を設置しています。また、アルコール消毒液を設置しています。

3つ目の括弧、職員の対応についてですけれども、テレワークとか休暇の取得促進などによりまして職員の出勤抑制に努めております。職員の50%の出勤抑制を行った時期もございました。

窓口における新型コロナウイルス感染症防止対策についての報告は以上です。

○事務局（木戸） その他につきまして、4点ご報告をさせていただきましたが、この4点につきまして何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○内藤会長 委員の皆さんからご意見、ご質問ないようですので、委員から頂戴したご意見について、少し背景をご説明させていただきたいと思えます。

これは北畠案件を審査した委員の方から出てきたご意見かと思えます。北畠案件の審査請求人からは非常にたくさんの写真が資料として提出されました。しかし、審査請求で審理をしておりましても、現地を見ないとなかなか実情が把握できないという思いを全ての委員がお持ちになっておられたと思えます。現に、ほとんどの委員がプライベートに現地をこっそり見に行かれていたというのが実情でした。そんなこともあって、事務局の皆さんに現地調査をお願いできないかと、こういうご意見が出たのがこの意見の背景であります。ただ、この北畠案件の審査請求人は、周辺住民の方20名を超えていました。ここに書いていただいているメリット・デメリットのデメリット、開発審査会の委員が視察に行くということになって、周辺の審査請求人の方が皆さんお見えになると、これはもう本当に現地が混乱して大変なことになってしまう。そこは簡単に想像できることですので、安直に現地調査しますよというのもなかなか言いにくいというのも正

直なところでありました。そのあたりのメリット、デメリットを勘案いただいて、最近ではドローンといったような器具もありますので、審査請求人においても処分庁においてもそういった証拠書類の工夫をしていただけたら開発審査会の審理の助けになるのではないのかなというふうに思います。後ほどご紹介いただきますが、私どもの任期は3月末でございますので、引き続きご尽力いただく委員の先生方にはこのあたりをご承知おきいただきたいというふうに思っております。

もう一つ、先ほど開発審査会の委員のメンバーについて大津市のほうから教えてほしいというお問い合わせが近畿ブロックでありました。これは、大阪市の開発審査会というのは一つ特殊性がありまして、審査案件しか扱わないというところがあります。ただ、他の地方公共団体の開発審査会は市街化調整区域に関連する案件を扱うということで、ここにあります農業の方であるとか産業の方であるとかといったところがメンバーに入っておられると、こういういきさつがあるというふうに理解していいのかなというふうに思っておりますので、委員の皆様にはそのあたりご承知おきいただきたいというふうに思います。

私からの意見は以上です。

○事務局（木戸） どうもありがとうございます。

ほかに、その他につきましてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

山添委員、どうぞ。

○山添委員 山添でございます。

ちょっと二、三お伺いしたい点がございまして、資料4です。先ほど内藤会長からお話のあった開発許可の取消案件に係る現在の状況についてご報告いただいたんですけども、一つは参考資料の上のほうの黒丸下から3行目のところ、建物の高さが見直しされたというふうなことで、ちょっとそういう動きがあるということでございますけれども、この審査の高さの件について、どこから取るかなど再三再四議論になったかと思うんですけども、これについてはどの程度の高さの見直しが行われたのか、もし把握されているのであれば教えていただきたいというのが1点です。

2点目が、一番下の黒丸に、事業者は、適宜地元住民と対話を継続しながら、順次、建築物を竣工させているということで、これについては先ほどのご説明では市のほうは事業者から聞いておられるというふうなニュアンスかと思ったんですけども、間に、例えば市役所のほうが対話に入っておられるのかどうか。また、地区計画などの都市計

画の動きがあるのかどうか。そういう地区計画できちんと住民の話合いの結果を担保しようとするような動きがあるのかどうかという点です。

それから3点目が、ちょっと続いて恐縮なんですけれども、私もほかの行政で審査会委員を七つぐらいやっているんですけれども、最近、審査請求が非常に多いというふうに感じております。これは建築審査会なんですけれども、過去5年間ぐらいに大阪府内で13件審査請求があつて、どこかで行政不服審査請求がされているというふうな状況だと思ふんですけれども、その背景には権利意識とか、それから住民さんの法律意識の向上というのもあるかと思ふんですけれども、そもそも住民の方々が都市計画の規制についてあまりよくご存じないというのがあつて、ある日突然、大きなマンションが建つとか開発が行われると。それは、都市計画法上はそういうのは認められていると。建築基準法上認められているにもかかわらず、そういうものが突然出てくるということで非常にアレルギーがあつて、そういう審査請求されるのも一つの背景じゃないかなと思つています。

そして、これは少し審査会の内容とは違ふと思ふんですけれども、そういった都市計画の規制、建築基準の規制について、大阪市役所さんとして住民さんにどのような周知をされているのか、啓発活動をされているのか、一般的なことでも結構ですので、教えていただきたいということでございます。それが資料4に関しての質問というかお伺いしたい点でございます。

それから、ちょっと続いて申し訳ございませんが、資料7の新型コロナウイルス感染防止対策についてということで、私どもも実際大阪府で窓口やっております、大阪市さんの取組は非常に参考になるんですけれども、最後の職員の対応ということで出勤抑制ということで、我々も出勤抑制せよということで言われているんですけれども、開発許可の場合、審査をするというのがあつてどうしても書類を持って帰るというふうなことをするのかどうかというのは、ちょっと自宅のほうに持って帰るというふうなことをするのかどうか非常に悩んでおり、実際、認めているケースもあるんですけれども、個人情報とかそういう紛失のおそれもあるんですけれども、大阪市さんの場合、そこら辺、申請書類を持ち帰るのを認めているのかどうか、そこら辺についてもちょっとお教えいただくとありがたいと思います。

長くなりましたが以上でございます。

○事務局（木戸） ありがとうございます。

山添委員のほうから、資料4に関わって3点、それから資料7に関わって、資料を自宅に持ち帰っているのかという大阪市の取組について、そのあたりご回答をよろしくお願いいたします。

○幹事（長谷川） 私のほうからお答え申し上げます。

まず1点目の北島の審査請求案件のうちの有料老人ホームの高さの見直しについてご説明いたします。有料老人ホームの以前の計画は、分譲の共同住宅でございました。分譲の共同住宅は、この部分ですけれども、分譲の共同住宅で、計画は地下1階、地上5階というふうになっていまして、高さは15メートルの高さでした。当該地区は風致地区という規制もかかっておりまして、風致地区の規制で高さ15メートルまでが限度になっておりますので、その限度いっぱい計画です。しかしながら、平面図では分かりにくいんですけれども、現地は道路部分とDの部分の敷地の高さが、Dの敷地の部分がこんもりと高くなっておったので、その15メートルを測る基準になる地盤面が、その前にある道路よりも高い部分から測って15メートルというようなことでしたので、そういった高さについても、規制を逃れているのではないかといった主張になっていたかと思いません。見直しの結果は、法規制などは何も変わっておりませんが、地下1階、地上5階建ての建物が地上4階建ての建物になりまして、このD敷地もこんもりと盛り上がっていましたが、ほとんどの部分をすき取って道路面と大体よく似た高さになっております。元はこんもりと高くなった上から15メートルでしたけれども、現状は道路面のところから12メートル程度というところになっておりまして、高さが低い計画になりましたというところです。

続きまして、事業者と地元住民で協議が進められていてというところがございますけれども、市が関与したのかということです。こちらの案件については、資料の説明でもお答えしましたように、陳情とか審査請求とかそういった様々な不服申立ての制度に基づいてご意見をいただいておりますので、その制度の範囲においては行政についてもご回答をさしあげたりしてしております。しかしながら、事業者と地元住民の間で行政が何かするという事はしておりませんで、行政が間に入ってしまうと逆に余計に話が混乱すると思われまますので、そのあたりは事業者と住民でよく話し合いをするようにということを常に事業者に対して申し上げておりましたし、地元住民からの訴えがあった際にも事業者から話を聞いてくださいというようなことでご案内してあります。その上で、事業者からは、地元住民とどんな話をしたのかということを逐一報告を求めることによ

って、事業者が地元住民にきちっと説明しているという状況については全て把握しておりました。そのような進め方でやってまいりました。以上です。

続きまして、審査請求の絡みで、都市計画規制や建築の規制についてどのような啓発をしているのかということですが、法律に基づくものでいきますと、都市計画法の開発許可については、開発登録簿というものがどなたでも見られるように、閲覧に供するようにしておりますし、窓口を開いておりますので、そういったお声がありましたら、そういった開発登録簿を見ていただきながら内容の説明に努めております。建築についても同様の建築計画概要書というものは誰でも見られる制度がございますので、建築についてもそのような窓口での対応をしております。その上に、本市独自の取組としまして、事前公開制度という制度がございます、建築確認を行う一月以上前に現地の周辺一帯、住民の方々への説明、方法を問いませんがご説明をしていただくという制度もございます、啓発に努めておるところでございます。

続きまして、出勤抑制に伴いまして書類の持ち帰りということですが、個人情報の取扱いについては、どこの行政においても慎重に取り扱われていることと思います。例えば私どもでも現地の検査とかということがありまして、どうしても書類を持ち出さないといけないというケースがございます。そういった場合には重要管理ポイントというものを設定しておりまして、持ち出す際にはどの書類を持ち出すのかということをお知らせするトリプルチェック、本人がまず調書に基づいてチェックしますし、もう一人が、本当にそれができているか同じようにチェックしますし、第三者が、その二人がそういったことを履行しているかという観点でそれぞれチェックをすることによって、トリプルチェックで持ち出す。持ち帰りについても、それがきちっと持ち帰られたかどうかということを確認するようにしております。業務における現地の検査についてもそのようにしてございまして、例えばコロナでリモートワークなどが少し増えてきましたけれども、個人情報を含んだ書類を持ち帰るということに関しましては、そういった業務はリモートではやらなくて、職場においてやっていただいて、業務を切り分けて、リモートでできる業務について自宅ですべていただくという方向で考えております。

以上です。

○山添委員 ありがとうございます。

○事務局（木戸） 山添委員、よろしいですか。

○山添委員 結構です。ありがとうございます。

○事務局（木戸） ほか、その他に関わって、ほかの委員さんはございませんですか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日の会議全体を通しまして何かご意見、ご質問がございましたらお受けさせていただきます。よろしいでしょうか。

ないようですので、これで本日の全ての議事を終了いたしました。

ここで、事務局より、先ほど会長もおっしゃっていましたが、お知らせがございます。内藤委員、水谷委員、川上委員、山添委員におかれましては、間もなく2期4年の任期が満了することとなります。これまで大阪市開発審査会の委員として多大なるご尽力、ご厚情を賜りましたこと、厚く御礼申しあげます。どうもありがとうございました。

種村委員、木多委員、仲下委員におかれましては、引き続きご就任いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、会長に進行をお返ししたいと思います。内藤会長、よろしく願いいたします。

○内藤会長 委員の皆様方、熱心にご審議いただきましてどうもありがとうございました。

今、事務局のほうからお話がありましたとおり、私を含めまして4名の委員は3月末をもって任期を満了することになります。私どもが就任いたしました平成29年4月は、先ほどの北畠案件が審査請求された直後ということで、論点整理をしていくことに大変苦労した記憶がございます。審理を重ねて約10か月で裁決を行うことができました。皆様のご協力により職務を果たすことができたものと思っております。この場をお借りして心からお礼申しあげたいと思います。ありがとうございます。

今後、私どもの残された任期の間に審査請求がありましたら、当然私どもから委員の皆様を招集させていただきご審議いただくということになりますので、その際には速やかな審議ができますようご協力のほどお願いいたします。また、任期が終わりました後に開発許可に対する審査請求がございましたら、また新たな体制でご審議をいただくこととなります。引き続き開発審査会の職務を遂行していただくことを心より願っております。

それでは、これもちまして本日の開発審査会を終了とさせていただきます。

事務局から事務連絡があればよろしく願いいたします。

○事務局（木戸） 事務局です。

会長をはじめ委員の皆様方、大変ありがとうございました。

次回の開発審査会につきましては、審査請求があれば速やかに開催をさせていただきますが、審査請求がない場合でも、本日のように年度全体を振り返り状況を報告させていただきますので、必要な時期になれば改めて事務局からご案内をさせていただきます。

本日は、長い時間お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

閉会 午後2時57分

大阪市開発審査会委員 種村泰一

大阪市開発審査会委員 木多彩子